

# 岐阜県剣道連盟規約

制定 昭和29年5月20日

改正 令和5年4月2日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、岐阜県剣道連盟という。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を岐阜市藪田南1丁目11番地の12岐阜県水産会館内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、剣道・居合道および杖道（以下剣道という）の普及発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 剣道理念に基づく剣道精神の高揚啓発の推進
- (2) 県下剣道大会の開催
- (3) 剣道講習会、研究会、研修会の開催
- (4) 剣道に関する調査、研究および指導
- (5) 段・級位及び認定の審査の実施並びに称号受審の推薦
- (6) (公財)岐阜県スポーツ協会との連絡調整
- (7) その他、目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員および組織

(会員)

第5条 本連盟は、県内に居住又は当人の主たる剣道活動の場を有する剣道の同好者をもって組織する。

- 2 会員は、登録会員とし、本連盟が行う事業に参加することができる。
- 3 登録会員は、別に定める年会費を納入し、所定の手続きを完了した者とする。  
ただし、初めて登録会員になろうとするものは、入会金1,500円を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の1つに該当する場合には、その資格を失う

- (1) 脱会したとき
- (2) 死亡したとき

(3) 除名・資格停止されたとき

(資格の休止)

第7条 会員が進学・転勤等の都合で他の都道府県連盟に所属した場合は、その期間の会員登録を休止することができる。この場合は、確約兼申請書を提出することにより、その期間の年会費を免除する。

第8条 本連盟は、会員に対し、別に定めるところにより除名・資格停止等の処分を行うことができる。

2 前項の処分を行うために、その審査を行い、審査結果を会長に答申する綱紀委員会を置く。

3 綱紀委員会は、7人以内の綱紀委員で構成し、綱紀委員は、理事会の決議により会長が委嘱する。

4 綱紀委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める綱紀委員会規則による。

(支部等の設置)

第9条 本連盟は、郡、市又は区域を定めて支部を設置し、当該地域を統括するものとする。

2 本連盟の円滑な運営を図るため、岐阜、西濃、中濃、可茂、東濃、飛騨の六地区を設ける。

3 第1項および第2項に示す事項の編成は、別に定める。

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟に、次の役員を置く。

- |              |       |
|--------------|-------|
| (1) 会長       | 1人    |
| (2) 副会長      | 若干人   |
| (3) 顧問       | 若干人   |
| (4) 相談役      | 7人以内  |
| (5) 理事長      | 1人    |
| (6) 常任理事     | 11人以内 |
| (7) 理事       | 27人以内 |
| (8) 評議員      | 27人以内 |
| (9) 監事       | 2人    |
| (10) 審査員選考委員 | 10人   |

(選任)

第11条 会長は、評議員会の議決により選任する。

2 副会長、顧問および相談役は、理事会の推薦により、会長が指名する。

3 理事は、別に定めるところにより選出し、評議員会の承認を得るものとする。

4 理事長は、理事の互選により定める。

5 常任理事は、別に定めるところにより選任し、理事を兼ねるものとする。

- 6 評議員は、別に定めるところにより選任する。
- 7 監事は、評議員会において選任する。
- 8 審査員選考委員は、理事会の推薦により、評議員会の承認を得て、会長が指名する。
- 9 理事および評議員は、相互に兼ねることができない。
- 10 (公財)全日本剣道連盟の評議員は、理事長を持ってあてる。東海理事の当番年度は、第12条5項の例による。ただし、女性を選任する場合は、理事(常任理事を含む)の中から、常任理事会においてこれを選任する。

#### (職務)

第12条 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 顧問は、会務の重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、会務について会長の諮問に応じ、また、要請により理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 5 理事長は、理事会(常任理事会)を代表し、会長の命を受けて会務を執行する。理事長事故あるあるとき、または欠けたときは、第17条の規定により設けられた総務部を担当する委員長がその職務を代行する。
- 6 常任理事は、常任理事会を構成し下記の職務を行う。
  - (1) 理事会に提出する議案を作成および理事会から委任された事項について審議決定する。
  - (2) 全国、東海大会の監督の選考。
  - (3) 全国大会の岐阜県予選会又は選考会結果により、強化委員会の推薦する選手を審議決定する。
  - (4) 綱紀委員会における委員を推薦する。
- 7 理事は、理事会を構成し、評議員会の議決に基づいて会務を処理するとともに緊急事項を議決する。
- 8 評議員は、評議員会において、会務の運営に関する重要事項を議決する。
- 9 監事は、本連盟の会計および業務の監査を行う。
- 10 審査員選考委員は、審査員選考委員会を構成し、次の職務を行う。
  - (1) 段級を審査する審査員の選考
  - (2) 称号受審の推薦
  - (3) 本部審査会の立会

#### (任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(定年)

第14条 規約第10条に定める役員の定年は、満75歳とする。任期中に満75歳に達しても、その任期は全うするものとする。ただし、会長、副会長、顧問、相談役、審査員選考委員の範士および学識経験者は、この限りでない。

(事務局)

第15条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営は、別に定める。

## 第5章 会 議

(会議)

第16条 本連盟の会議は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
  - (2) 理事会（常任理事会を含む。以下同じ）
  - (3) 審査員選考委員会
  - (4) 綱紀委員会
- 2 評議員会は、定期評議員会および臨時評議員会とする。
- 3 定期評議員会は、毎年5月末日までに開催し、次の事項を審議決定する。
- (1) 規約の改定及び諸規程の制定、改廃
  - (2) 役員の選出
  - (3) 事業報告
  - (4) 収支決算
  - (5) 事業計画
  - (6) 収支予算
- 4 臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき又は理事若しくは評議員の3分の1以上から会議に付議する事項を示して請求があったときに開催する。
- 5 評議員会は、会長が召集し、会長が議長になる。
- 6 理事会は、理事長が召集し、理事長が議長になる。
- 7 審査員選考委員会は、会長が召集する。
- 8 綱紀委員会は、会長が招集する。

(定足数)

第17条 会議は、評議員会においては評議員の、理事会および審査員選考委員会においては理事および審査員選考委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、あらかじめ書面により委任の意志を表示した者は、出席とみなす。

(議決)

第18条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2人以上が署名捺印の上、これを保管する。

## 第6章 委員会

(委員会)

第20条 本連盟の事業を円滑に推進するため、理事会の議決により、必要な委員会を設けることができる。

2 委員会は、理事会から付託された業務について審議し、理事会の承認を得て処理する。

## 第7章 資産および会計

(資産)

第21条 本連盟の資産は、入会金、会費、寄付金およびその他の収入をもって構成する。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補則

(規約の変更)

第23条 この規約は、評議員会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(細則)

第24条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則 (昭和29年5月20日制定)

この制定した規約は、昭和29年5月20日から施行する。

附則 (昭和33年4月1日一部改正)

この一部改正した規約は、昭和33年4月1日から施行する

附則 (昭和37年3月11日一部改正)

この一部改正した規約は、昭和37年4月1日から施行する

附則 (昭和40年7月1日一部改正)

この一部改正した規約は、昭和40年7月1日から施行する

附則 (昭和42年1月1日一部改正)

この一部改正した規約は、昭和42年1月1日から施行する

附則 (昭和44年2月1日一部改正)

- この一部改正した規約は、昭和44年2月1日から施行する  
附則 (昭和49年2月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、昭和49年2月1日から施行する  
附則 (昭和53年2月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、昭和53年2月1日から施行する  
附則 (昭和58年2月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、昭和58年2月1日から施行する  
附則 (平成3年2月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成3年2月1日から施行する  
附則 (平成6年2月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成6年2月1日から施行する  
附則 (平成12年3月12日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成12年4月1日から施行する  
附則 (平成13年8月1日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成13年10月1日から施行する  
附則 (平成17年4月24日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成17年4月1日から施行する  
附則 (平成20年3月8日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成20年3月8日から施行する  
附則 (平成23年4月24日一部改正)
- 第10条第1項第1号の規程にかかわらず、平成24年度の役員は、平成22・23年度の役員がその任に当たる。(平成25年度は、1年任期とし、平成26年度以後は現行に戻る。)
- この一部改正した規約は、平成23年4月1日から施行する  
附則 (平成24年4月22日一部改正)
- この一部改正した規約は、平成24年4月1日から施行する  
附則 (平成26年4月20日一部改正)
- この規約は、平成26年4月1日から施行する  
附則 (平成29年4月30日一部改正)
- この規約は、平成29年4月1日から施行する  
附則 (令和4年4月30日一部改正)
- この規約は、令和4年4月1日から施行する  
附則 (令和5年4月2日一部改正)
- この規約は、令和5年4月1日から施行する

# 岐阜県剣道連盟規約細則

制定 昭和42年1月1日

改正 令和5年4月2日

## 第1章 目的

(目的)

第1条 岐阜県剣道連盟規約(以下規約という)第5条、第6条、第8条の規定に基づき、本連盟の運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 会費

(年会費)

第2条 規約第5条第3項に定める年会費は、次の表のとおりとする。

段級位	年会費	段級位	年会費
級位	1,000円	五段	4,000円
初段	1,500円	六段	5,000円
二段	2,000円	七段	6,500円
三段	2,500円	八段	10,000円
四段	3,000円	範士	12,000円

2 前項の規定にかかわらず、小、中、高校生および大学生については、それぞれ在学中(相当年齢を含む)の会費とし、小学生は、1,500円、中学生は、2,000円、高校生は3,000円。大学生は4,000円(短大2年生は、2,000円、3年生は3,000円)とする。

ただし、大学生の年齢は、満18歳から26歳までの内4年間とする。短大生についても、大学生年齢を準用し、通常の在学年間とする。

3 小、中、高校生および大学生で、新規入会者は、その在学年を問わず前項の会費とする。

4 規約第7条を適用する場合は、支部を通じてその期間にかかる確約書兼申請書を提出するものとする。

5 年度内に満75歳になる者及び満75以上の者は、年会費を半額とする。ただし、岐阜県剣道連盟役員にある者は、この限りではない。

(支部の還元)

第3条 支部が徴収した年会費の2分の1は、運営費として支部へ還元するものとする。

## 第3章 組織

(支部および地区)

第4条 規約第6条に定める支部および地区は、次のとおりとする。

地 区	支 部
岐阜地区	岐阜、各務原、羽島市、羽島郡、山県、本巣（瑞穂市、本巣市、本巣郡）
西濃地区	大垣市（安八郡）不破、養老、海津、揖斐
中濃地区	関、美濃、郡上
可茂地区	加茂（美濃加茂市、加茂郡）、可児（可児市、可児郡）
東濃地区	多治見、土岐、瑞浪、恵那、中津川
飛騨地区	高山（大野郡）、下呂、飛騨

#### 第4章 役員の選出

##### （理事）

第5条 規約第8条第3項に定める理事の選出基準は、次のとおりとする。

- 1 地区
 

岐阜地区	4人
西濃地区、東濃地区、飛騨地区	各3人
中濃地区、可茂地区	各2人
- 2 団体等
 

学校剣道連盟、高等学校体育連盟、中学校体育連盟、 警察・刑務所、実業団剣道連盟、道場連盟、居合道部	各1人
--	-----
- 3 会長指名による学識経験者  

会長指名による学識経験者	若干人
--------------	-----

##### （常任理事）

第5条の2 規約第8条第5項に定める常任理事の選任基準は、次のとおりとする。

- 1 地区
 

各地区	1人
-----	----
- 2 団体等
 

学校剣道連盟、警察・刑務所	各1人
---------------	-----
- 3 会長指名による学識経験者  

会長指名による学識経験者	若干人
--------------	-----

##### （評議員）

第6条 規約第8条第6項に定める評議員の選任基準は、次のとおりとする。

- 1 岐阜支部 3人
- 2 大垣支部 2人
- 3 その他の支部 各1人

##### （審査員選考委員）

第7条 規約第8条第8項に定める審査員選考委員の選出は、剣道、居合道とも各5人とする。

##### （事務局）

第8条 規約第12条に定める事務局は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人
- (3) 事務局員 若干名
- (4) 専従職員 1人

(委員会)

第9条 規約第20条に定める委員会は、次のとおりとする。委員会は事業区分及び事務分掌は別記「理事事務担当表」のとおりとする。

- (1) 総務
- (2) 財務
- (3) 審査
- (4) 講習
- (5) 大会
- (6) 強化
- (7) 広報
- (8) 普及

附則 (昭和42年1月1日制定)

この制定した細則は、昭和42年1月1日から施行する。

附則 (昭和44年2月1日一部改正)

この改正した細則は、昭和44年2月1日から施行する。

附則 (昭和49年2月1日一部改正)

この改正した細則は、昭和49年2月1日から施行する。

附則 (昭和57年2月1日一部改正)

この改正した細則は、昭和44年2月1日から施行する。

附則 (昭和58年2月1日一部改正)

この改正した細則は、昭和58年2月1日から施行する。

附則 (平成3年2月1日一部改正)

この改正した細則は、平成3年2月1日から施行する。

附則 (平成6年2月1日一部改正)

この改正した細則は、平成6年2月1日から施行する。

附則 (平成11年2月7日一部改正)

この改正した細則は、平成11年2月1日から施行する。

附則 (平成12年3月12日一部改正)

この改正した細則は、平成12年4月1日から施行する。

附則 (平成23年4月24日一部改正)

この改正した細則は、平成23年4月1日から施行する。

附則 (平成24年4月22日一部改正)

この改正した細則は、平成24年4月1日から施行する。

附則 (平成26年4月20日一部改正)

この改正した細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (令和2年4月30日一部改正)

この改正した細則は、令和2年4月1日から施行する別紙

附則（令和4年4月30日一部改正）

この改正した細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年4月2日一部改正）

この改正した細則は、令和5年4月1日から施行する。